

宅建業者の皆様へ ～なくそう住まいの差別「しない、させない、許さない」～

## 宅地建物取引業人権推進員制度

業界団体で構成する「不動産に関する人権問題連絡会」と大阪府では、宅地建物取引の場において発生している人権問題をなくすための取組みを行っています。

平成18年度（2006年4月）から実施した「宅地建物取引業人権推進指導員制度」を平成29年度（2017年4月）にリニューアルし、業界全体の一層の人権意識の向上と主体的な人権問題の解決に向けた取組みを推進するため「宅地建物取引業人権推進員制度」を創設し、宅地建物取引業に従事するすべての従業者を対象を拡大した「人権推進員養成講座」を開催しています。

## 宅地建物取引業人権推進員養成講座

大阪府の「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」や「宅地建物取引業法第47条第1号と同和地区に関する告知（大臣答弁）」、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」、「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などの法令等をはじめ、営業や窓口での基本対応など宅地建物取引業を行う上で、理解しておかなければならない人権問題について、わかりやすく解説します。

ぜひ、講座を受講いただき、人権問題に関する理解を深め、一緒に取組みを進めましょう。

⇒受講対象者：大阪府内に事務所を設置する宅地建物取引業者の従業者

⇒年間6回開催する講座のうち、1回受講してください。（偶数月の第1水曜日開催）

⇒講座の詳細は、ご案内チラシ及び大阪府ホームページをご覧ください。

人権推進員は、

- 業者内で、日常の宅地建物取引業務の場において、人権に配慮した業務推進の中心的な役割を担います。
- 宅地建物取引業界全体の人権問題に関する正しい認識の普及と人権意識の向上に努めます。

人権推進員になると、

- 「人権推進員証」と「人権推進員ステッカー」が交付されます。
- ※ステッカーは、事務所入口に提示をお願いします。



【お問合せ先】

大阪府建築部建築振興課宅建業指導グループ  
電話06-6941-0351（内線3083）

\*大阪府ホームページ 検索ワード\*

宅地建物取引業人権推進員

検索